

廃棄物処理・リサイクル

※1 マニフェスト

産業廃棄物管理票制度。排出事業者が産業廃棄物を収集運搬業者に委託する際や、収集運搬業者が処分業者に産業廃棄物を渡す際などに、種類や数量、排出事業者名、収集運搬業者名、処分業者名を記載した管理票に収集運搬業者の受領印、運搬終了の確認など各段階ごとにそれぞれ記載し、その管理票の写しを排出事業者などに回付するシステムです。

排出事業者サイドのチェック体制を強化し、産業廃棄物の不法投棄などを未然に防止しようとするものです。

※2 廃棄物処理法

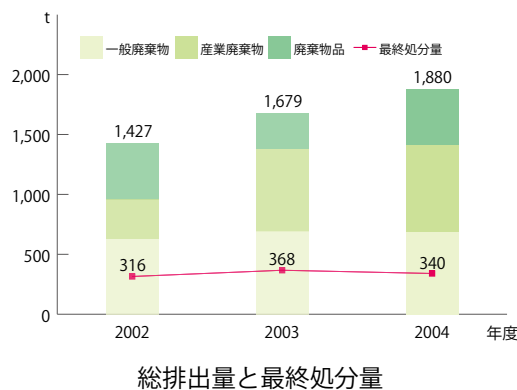
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の略称です。廃棄物の処理責任、適正な処理方法、処理施設、処理業者を規制する法律として制定されました。2000年には循環型社会を形成していく上で廃棄物の適正処理を図る観点から、廃棄物の処理対策の強化、廃棄物の処理施設の整備促進、廃棄物のリサイクルの促進などが盛り込まれました。

廃棄物の削減および適正処理

廃棄物の削減や適正処理を推進するには、国、地方自治体、排出事業者などがそれぞれの役割分担に応じて責務を果たすことが求められています。産総研は排出事業者の責務として、廃棄物の発生を抑制するとともに、環境負荷の少ない製品の購入（グリーン調達）やリサイクル可能製品の使用などにより廃棄物の減量化を促進します。さらに、廃棄物を排出する際には適正な分別を徹底し、環境への負荷をできる限り低減するよう努めています。

また、廃棄物の運搬および処理を委託する業者に対しては、産業廃棄物処理業の許可証の確認、産業廃棄物管理票（マニフェスト※1）による適正処理の確認を行い不法投棄などの違反がないよう監視しています。さらに、自主的に処理場の現地調査を行うなど、産業廃棄物処理業者の信頼性の確認に努めています。

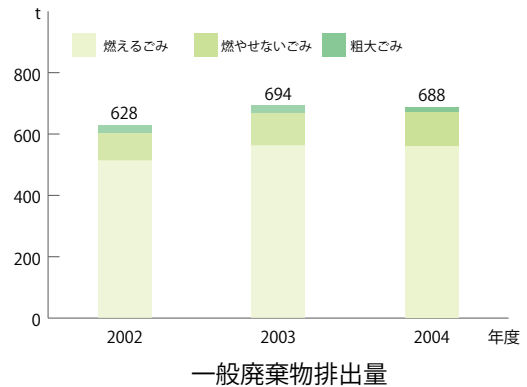
総排出量および最終処分量



廃棄物倉庫（つくば東事業所）

一般廃棄物

燃えるごみが全体の約8割を占めており、総排出量では3年間ほぼ横ばいでした。各市町村のごみ処理センターなどで処分されるため、研究拠点により分別方法が異なる場合があります。



産業廃棄物

廃棄物処理法※2で定められたもので、主に研究活動から発生する事業系廃棄物です。各事業所に設置した廃棄物倉庫（エリア）に分別回収した後、処分に伴う運搬および処理は外部業者に委託しています。

2003年度からがれき類が増加していますが、これはつくばセンターにおける工事廃材の発生量増加によります。

産業廃棄物排出量

単位：t

区分	2002年度	2003年度	2004年度
電池類	5	4	4
蛍光灯類	6	6	5
ガラス類	15	16	32
プラスチック	29	41	77
金属	73	97	124
廃油・塗料	12	17	19
汚泥（一般）	47	57	60
鋳さい	50	14	42
がれき類	31	133	124
発泡スチロール	3	5	4
薬品付着物	25	31	37
特別管理産業廃棄物	34	264	197
計	330	685	725

特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の健康または生活環境への被害を生ずるおそれのある性状を有するものをいいます。2003年度から汚泥の排出量が増加していますが、つくばセンターにおいて強酸性廃液、フッ酸系廃液の処理が増加したことによります。また、東北センターの鉋さい沈殿槽の廃止に伴い2003年度に約70トンの汚泥（有害）を処分しました。

特別管理産業廃棄物排出量

区分	単位：t		
	2002年度	2003年度	2004年度
感染性廃棄物	10	24	22
廃薬品類	16	16	20
汚泥（有害）	8	224	155
計	34	264	197

廃棄物品

研究用途の終了した研究機器、老朽化した什器類などは産業廃棄物として処理していますが、これらのものは鉄、樹脂など複合製品が多いため廃棄物品として区分しています（一部の研究拠点では産業廃棄物の分類になっています）。保管スペースの状況、研究ユニットの再編・移転などの要因によりその排出量が年度により大きく変化する場合があります。2004年度はつくばセンターでの研究室移転が多く排出量が増加しました。

古紙リサイクル

コピー用紙、雑誌類、新聞紙、ダンボール紙などは資源ごみとして回収しています。2004年度に回収した古紙の量は約266トンでした。

家電リサイクル

家電リサイクル法^{※3}により小売業者へ引き取りを依頼した家電製品の数量です。今後はパソコンのリサイクルも推進していく予定です。

家電リサイクル実績

研究拠点	単位：台			
	エアコン	テレビ	冷蔵庫	洗濯機
北海道	0	1	2	0
東北	0	0	0	0
つくば	4	6	50	2
臨海	0	0	0	0
中部	0	0	1	0
関西	1	0	8	0
尼崎	0	1	4	0
中国	0	0	0	0
四国	0	0	1	0
九州	0	0	1	0
計	5	8	67	2

※3 家電リサイクル法
「特定家庭用機器再商品化法」の略称です。エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機の大型家電4品目を対象にしたリサイクルと廃棄物の減量を促進するための法律で、2001年に施行されました。

物品のリサイクル利用について

産総研では所内ネットワーク内に「リサイクル物品情報システム」を構築し、物品の有効利用を図っています。

「不用になった物品を誰かに使用してほしい」「こんな物品を譲ってほしい」など、特に什器類や汎用機器類は取引数も多く、経費節減、省資源に役立っています。もちろん無償です。



リサイクル物品情報システムの検索画面